

1 2020年12月群馬県草津町で、女性町議に対する解職の賛否を問うリコールの住民投票がなされ、その結果、賛成多数によりその女性町議は失職した(参考: 朝日新聞2020年12月7日付「住民投票で町議失職『お騒がせ』『町長は独裁』賛否の声」)。また、小中学校では「民主主義とは、多数決のことである」といったことを当然のように教えており、民主主義=多数決といった考え方が広がっている。そして、多数決によって決定された結論があたかも「正しいこと」のように扱われている。

多数決によって決定された結論は、本当に「正しいこと」なのであろうか。

2 多数決は、集団における意思決定の際に、もっとも多くの人々が共感・賛同する結論を選ぶものである。そのため、多数決による決定は、意思が独断によって決定されるものに比べ、公平性を有しており、集団における意思決定の方法としては非常に優れている。

しかし、例えば、A君の財産を没収すべきか否かという議論があったとする。そして、多数決によって「A君の財産を没収すべきだ」ということが決定された場合、A君の財産は没収されてしまうが、それは本当に「正しいこと」なのだろうか。たった一人A君だけがA君の財産の没収に反対をしていた場合でも、A君の意見を全く無視していいのであろうか。

このような質問をした場合、多くの人々が「否(=A君の財産を没収すべきだという結論は『正しいこと』ではない)」と回答するであろう。

3 では、なぜ、多数決で決まったはずの「A君の財産を没収すべきだ」という結論が「正しいこと」ではないのであろうか。

「A君の財産を没収すべきだ」という結論が決定されるまでのプロセスが問題となる。民主主義の本質は、決定に至るまでに少数派との間で議論が尽くされていることにある。そのため、今回の決定に至るまで、A君の意見(=少数派の意見)との間でどのような議論がなされているのか、A君の意見(=少数派の意見)をどのように結論に反映しているのかが重要になる。

仮に、その両者が満たされているとしても(議論が尽くされ、A君の意見も反映されているとしても)、「A君の財産を没収すべきだ」という結論は「正しいこと」と言えるだろうか。

それでも、「否(=A君の財産を没収すべきだという結論は『正しいこと』ではない)」であろう。

4 多数決によって選ばれた結論は、あくまで、「より多くの人々が共感・賛同する結論」にしかすぎないものである。そのため、多数決により決定された結論は、決して「正しいこと」の担保にはならない。

また、多数決で物事を決めてしまうと、人権保障(自由主義)を害する恐れがある。そもそも人権保障(自由主義)は、少数者の権利・自由を多数派が侵害してはならないということを基調とする考え方であり、たった一人の権利・自由であっても多数派がそれを侵害することは許されない。

A君の財産を没収すべきだという結論は、まさにA君の人権(財産権)を害する結論である。

5 このように、多数決によっても否定されない権利・自由というものがあり、その最たるものが人権である。弁護士は、基本的人権の擁護・社会正義の実現(弁護士法1条)のため、民主主義によって人権が侵害される危険性のある事象に対して、声を大にして叫ばなければならないのである。「否」と。